

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
浜田市	井野(西下今明、東下今明)	令和4年3月30日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	60.86 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	31.82 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	※ 10.90 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	※ 2.94 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	※ 0.5 ha
■世帯数: 50戸 ■高齢化率: 71% ■中心的経営体 ○A(取組作目:水稲、大豆 取組面積 7.55ha) ※中山間協定面積(25.66ha)を元に算出	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

(1)担い手について Aに集積してきたが、現状が耕作地であっても点在している農地を預かる余裕がない。 (2)その他 別紙2のとおり
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

(1)中心的経営体への集約する考え方 令和2年から農地中間管理事業を活用し、Aに農地集積が行われている。
(2)地域の役割

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲、大豆	7.55 ha	水稲、大豆	8.05 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計			7.55 ha		8.05 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

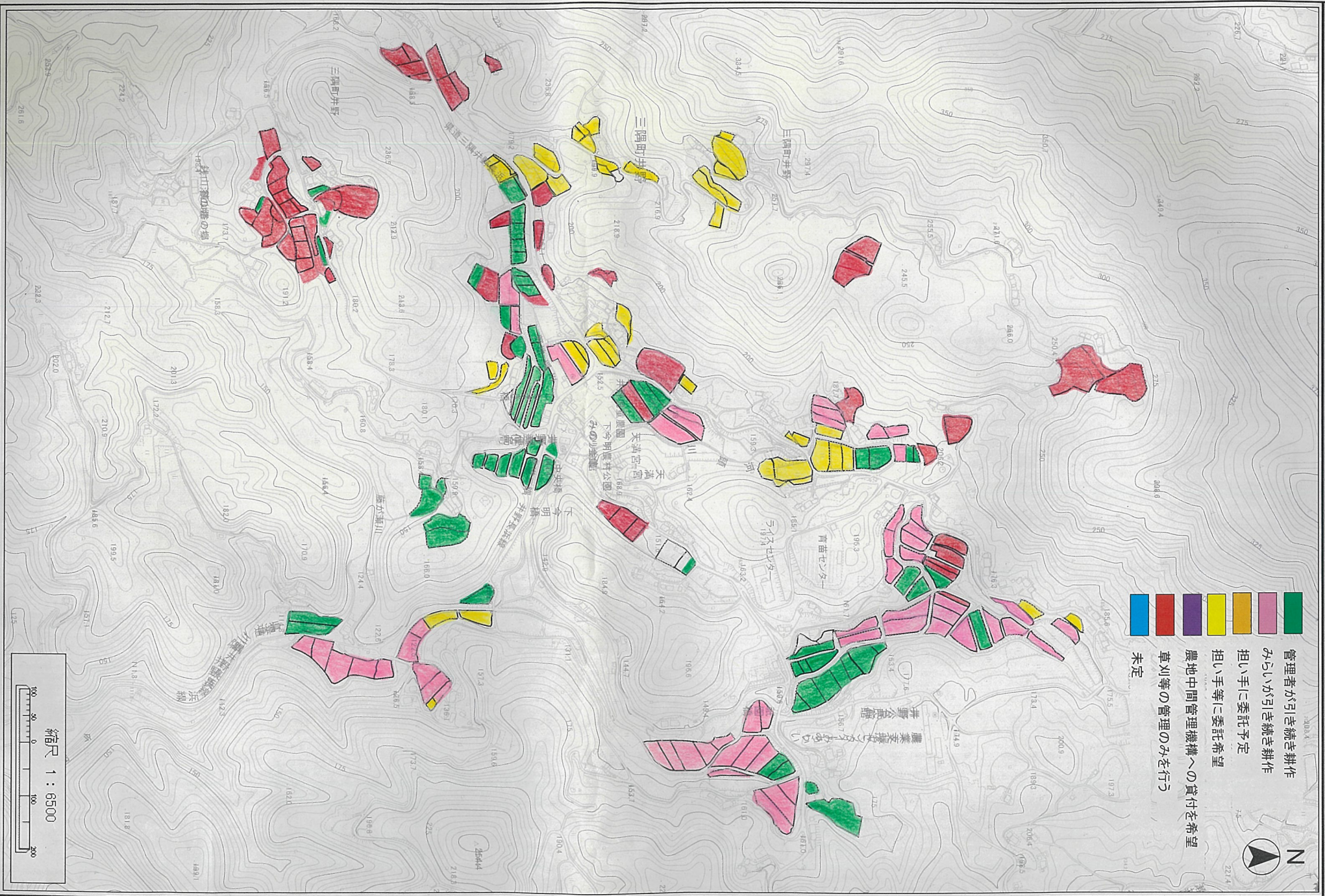
注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>■草刈り対策について 草刈隊の結成し協力する体制づくりを行う。</p>
<p>■水路管理について 中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金を活用し計画的に修繕を行う。</p>
<p>■鳥獣害対策について 設置したワイヤーメッシュや電気牧柵の定期的な点検や被害多発地域にワイヤーメッシュを設置し被害防止に努める。</p>
<p>■中山間直接支払制度について 周辺協定との広域化について検討を行う。</p>
<p>■多面的機能維持支払制度について 井野環境保全組合として制度を活用。</p>
<p>■その他 高齢化や後継者不足等により集落単位で解決できない課題解決のため、井野地区農業連携推進協議会(R3.3.26設立)において、協力する仕組みづくりを検討する。</p>

課題	解決策・方向性	いつ	どこで・どこを	何を	誰が
草刈作業	協力する体制づくり	R3～	営農部分	草刈隊の結成	協定参加者全員
機械の更新や修理代が負担	個人所有の機械が壊れたら、集落協定所有の機械	随時	協定農用地	協定参加者に周知	協定参加者全員
水路の排水対策	中山間、多面的機能を活用して補修	R3～	別添位置図箇所	水路補修箇所を計画的に補修していく	
鳥獣被害対策	防護柵を設置し、被害防止に努める	R3～	被害多発農地	ワイヤーメッシュの設置と設置済みの箇所の点検	協定参加者全員
				猟師免許の取得	
荒廃農地の増加	協力する体制づくり	R3～	リタイヤを希望する農家	担い手（みらい）へ直接話をするのではなく、協定へまず相談をしてもらう	協定参加者全員
		随時	U・Iターン者	自治会加入や集落協定への協力をお願いする	集落協定役員を中心に
				広域化に向けた話し合いを始める	
移動手段の確保	いのっち号、ひゃこるバスの利用促進		いのっち号のドライバー登録	制度が継続できる仕組み	自治会



- 管理者が引き続き耕作
- みらいが引き続き耕作
- 担い手に委託予定
- 担い手等に委託希望
- 農地中間管理機構への貸付を希望
- 草刈等の管理のみを行う
- 未定

